



長野県報

8月11日(火)
令和2年
(2020年)
第129号

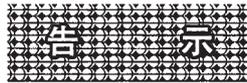
目次

告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（保健・疾病対策課）	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定辞退（保健・疾病対策課）	1
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（4件）（森林づくり推進課）	2

公告

開発行為に関する工事の完了（2件）（都市・まちづくり課）	3
------------------------------	---



長野県告示第386号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

令和2年8月11日

長野県知事 阿部守一

精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
あづま通りセンスビュー薬局	長野市大字鶴賀142-6	令和2年8月1日
ウエルシア薬局長野三輪店	長野市三輪6-16-27	令和2年8月1日
漢方薬の又三郎薬局	長野市大字南長野1528番地1	令和2年8月1日
小山薬局	長野市川中島町今井1475-3	令和2年8月1日
日本調剤 北アルプス薬局	北安曇郡池田町大字池田3150番地1	令和2年8月1日
松代みらい薬局	長野市松代町松代176	令和2年8月1日
吉田グリーン薬局	長野市吉田4-4-30	令和2年8月1日

保健・疾病対策課

長野県告示第387号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

令和2年8月11日

長野県知事 阿部守一

精神通院医療

医療機関の名称	所在地	辞退年月日
あづま通りセンスビュー薬局	長野市鶴賀142-6	令和2年7月31日
漢方薬の又三郎薬局	長野市新田町1528-1	令和2年8月6日

小山薬局

長野市川中島町今井1475-3

令和2年7月31日

ゆう薬局

長野市松代町松代176

令和2年7月31日

保健・疾病対策課

長野県告示第388号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年8月11日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上田市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第389号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年8月11日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上伊那郡飯島町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、飯島町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、伐採を禁止する。

飯島町(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第390号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年8月11日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

飯山市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第391号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年8月11日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北安曇郡池田町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、池田町
(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

池田町(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

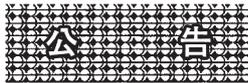
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課



公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和2年8月11日

長野県佐久建設事務所長 中田 英郎

1 許可番号

令和2年6月12日 長野県佐久建設事務所指令2佐建第65-3号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字長倉住還南原1052-1037、1052-1038

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区赤坂3-21-21

HTホールディングス株式会社

代表取締役 谷村 尚永

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和2年8月11日

長野県長野建設事務所長 下里 巖

1 許可番号

令和2年3月31日 長野県長野建設事務所指令元長建第47-6号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

千曲市大字八幡字郡南1122-6

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都中央区日本橋3-12-2 朝日ビルディング7階

株式会社アクティオホールディングス

代表取締役社長 小沼 光雄

都市・まちづくり課